

令和5年度 幼児教育の質の向上のための ICT 化支援事業補助金 募集について

1 補助内容

幼稚園等における日々の教育実践に関する記録の保存、指導案や指導要録の作成など、幼稚園等において教育に係る**資料の電子化**に必要な ICT 環境の整備を行うことのできる支援**システムの導入**にあたって必要となる費用の一部を助成します。

2 補助対象事業者

学校法人立幼稚園、学校法人立幼稚園型認定こども園

学校法人立幼保連携型認定こども園、社会福祉法人立幼保連携型認定こども園

！ 注意 ！

- あくまでシステム導入に対する補助金であるため、既存のシステムや既存の設備にかかる経費は対象外です。
- システム導入に経費がかかることが前提です。無料アプリの導入の場合には申請できません。
- PC やタブレット等、備品のみを購入する場合には申請できません。
- 令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）を対象とした補助金は、今回の募集と同様の補助対象経費、補助金額で、令和6年度に実施予定です。
- 本事業で対象となるシステムは、資料の電子化や教育の質の向上に資することが説明できるものが対象であり、幼児・児童等の安全確保に向けた取組を強化するものであると説明できるものについては対象外です。
- 令和5年度の園務改善のための ICT 化支援事業補助金とは、補助の目的や内容が異なりますので、よくご確認ください。
- 幼児教育の質の向上を目的とした ICT 化の促進を行うために募集するものであり、こども家庭庁で募集する「保育所等における ICT 化推進事業」と重複して申請することはできませんのでご注意ください。

3 補助対象経費

(1) 主な対象経費 ※以下の項目に経費がかかっている場合のみ、補助に申請できます。

- 日々の教育実践に関する記録の保存に係るシステムの導入経費
- 指導案や指導要録の作成に係るシステムの導入経費
- 教職員間での円滑な共有や保護者等への円滑な情報発信を図るためのシステムの導入経費

(2) (1) がある場合に、主な対象経費に追加できる経費

- 導入したシステムのために必須となる物品（PC やタブレット等の端末は除く）の購入費、設置費
- システムのリース料、保守費、通信費
- システムの利用に無線 LAN 設置が必須である場合、これに係る機器購入費用、工事費（大規模な施設改修にあたるものを除く）

(3) 上記の (1) と (2) を合わせた金額の半額以下までを補助の対象にできる経費

- システム導入にあたり必要となった PC やタブレットの購入費
- システムの利用に無線 LAN 設置が必須ではない場合、これに係る機器購入費用、工事費（大規模な施設改修にあたるものを除く）

！ 注意 ！

今回の募集では、

- 令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間についてかかる経費で
- 令和5年12月1日から令和6年3月31日までに
- 契約・導入（設置）・支払（領収書の発行）までの全てが行われる

ものについてのみ、補助に申請できます。

補助を受けるためには、契約・導入（設置）・支払（領収書の発行）までを年度内に確実に完了させることが必要です。

年度末が近いために書類のやり取りは年度内に終わらせたものの支払いが年度を超える等、年度内に行われていない内容があった場合は、返還となります。

無理のないスケジュールであるか、必ずご確認ください。

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に導入予定がある場合は、今回の募集で申請することはできません。令和6年度の補助金に申請してください。

令和6年度を対象とした補助金は、今回の募集と同様の補助対象経費、補助金額で、令和6年度に実施予定です。

4 補助対象経費の上限・補助金額

(1) 補助対象経費

学級数により、異なります。

- ・ 1施設当たり 100万円まで（6学級以下）
- ・ 1施設当たり 150万円まで（7学級以上）

※学級数については、原則として今年度の学校基本調査で回答のあった学級数とします。

(2) 補助金額

補助対象経費の1/2

※補助対象経費が100万円の場合、補助金額は補助対象経費の1/2、つまり、50万円

※補助対象経費が150万円の場合、補助金額は補助対象経費の1/2、つまり、75万円

【参考】補助対象経費と補助金額のイメージ

